

介護予防訪問サービス

重要事項説明書

社会福祉法人 よしみ会

泉北園百寿荘ホームヘルプサービス

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている介護予防訪問サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「堺市介護予防、日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準」に基づき、介護予防訪問サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定介護予防訪問介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人よしみ会
代表者氏名	理事長 中 辻 祥 代
法人所在地 (連絡先及び電話番号等)	大阪府堺市中区大野芝町66番地の1 電話番号 072-237-8625
法人設立年月日	昭和45年 2月23日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	泉北園百寿荘ホームヘルプサービス
介護保険指定 事業者番号	大阪府指定 第2770102420号
事業所所在地	大阪府堺市南区茶山台3丁22番9号
連絡先 相談担当者名	電話番号 072-296-7935 中辻 克友 向井 亘子 澄川 博美
事業所の通常の 事業の実施地域	堺市及び大阪狭山市

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防訪問サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービス提供に努めます。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日～土曜日（お盆と年末年始は調整期間）
営 業 時 間	午前9時から午後6時

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日～土曜日（お盆と年末年始は調整期間）
サービス提供時間	午前9時から午後6時

(5) 事業所の職員体制

管理者	中辻 克友
-----	-------

職	職 務 内 容	人 員 数
管 理 者	1 従業者及び業務の管理を、一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1 名
サ ー ビ ス 提 供 責 任 者	1 介護予防訪問サービスの利用申込みに係る調整を行います。 2 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。 3 サービス担当者会議への出席等により、介護予防支援事業者と連携を図ります。 4 訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達します。 5 訪問介護員等の業務の実施状況を把握します。 6 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施します。 7 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施します。 8 その他サービス内容の管理について必要な業務を実施します。 9 利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護予防訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問サービス計画を作成します。 10 介護予防訪問サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 11 介護予防訪問サービス計画の内容について、利用者の同意を得たときは、介護予防訪問サービス計画書を利用者に交付します。 12 介護予防訪問サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防訪問サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防訪問サービス計画の実施状況の把握（「モニタリング」という。）を行います。 13 上記のモニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問サービス計画の変更を行います。	1 名以上
訪 問 介 護 員	1 介護予防訪問サービス計画に基づき、介護予防訪問サービスを提供します。 2 サービス提供後、利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告を行います。 3 サービス提供責任者から、利用者の状況についての情報伝達を受けます。 4 サービス提供責任者が行う研修、技術指導等を受けます。	2 名以上

3 提供するサービス内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
介護予防訪問サービス 計画の作成	利用者に係る介護予防支援事業者が作成した介護予防サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた介護予防訪問サービス計画を作成します。
食事介助	食事の介助を行います。
入浴介助	入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
排泄介助	排泄の介助、おむつ交換を行います。
特段の専門的配慮をも って行う調理	医師の指示に基づき、適切な栄養量及び内容を有する特別食（腎臓食、肝臓食、糖尿食、胃潰瘍食、貧血食、脾臓食、高脂血症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食等）の調理を行います。
更衣介助	上着、下着の更衣の介助を行います。
身体整容	日常的な行為としての身体整容を行います。
体位変換	床ずれ予防のための、体位変換を行います。
移動・移乗介助	室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
服薬介助	配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
起床・就寝介助	ベッドへの誘導、ベッドからの起き上がりの介助を行います。
自立生活支援のための見 守りの援助	○ 利用者と一緒に手助けしながら行う調理（安全確認の声かけ、疲労の確認を含みます。）を行います。 ○ 入浴、更衣等の見守り（必要に応じて行う介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを含みます。）を行います。 ○ ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ（声かけや見守り中心で必要な時だけ介助）を行います。 ○ 移動時、転倒しないように側について歩きます。（介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る） ○ 車イスでの移動介助を行って店に行き、利用者が自ら品物を選べるよう援助します。 ○ 洗濯物をいっしょに干したりたたんだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防等のための見守り・声かけを行います。
買物	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。
調理	利用者の食事の用意を行います。
掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
洗濯	利用者の衣類等の選択を行います。

(2) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）

- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

対象者	利用回数	単位	利用料	負担割合	利用者負担額
要支援1 要支援2	週1回程度 (1月に3回までのとき)	287 単位/回	3,070 円/回	1割の方	307 円/回
				2割の方	614 円/回
				3割の方	921 円/回
	週1回程度 (1月に4回以上のとき)	1,176 単位/月	12,583 円/月	1割の方	1,259 円/月
				2割の方	2,517 円/月
				3割の方	3,775 円/月
	週2回程度 (1月に7回までのとき)	287 単位/回	3,070 円/回	1割の方	307 円/回
				2割の方	614 円/回
				3割の方	921 円/回
要支援2	週2回程度を超える (1月に8回以上のとき)	2,349 単位/月	25,134 円/月	1割の方	2,514 円/月
				2割の方	5,027 円/月
				3割の方	7,541 円/月
	週2回程度を超える (1月に11回までのとき)	287 単位/回	3,070 円/回	1割の方	307 円/回
				2割の方	614 円/回
				3割の方	921 円/回
	週2回程度を超える (1月に12回以上のとき)	3,727 単位/月	39,878 円/月	1割の方	3,987 円/月
				2割の方	7,976 円/月
				3割の方	11,964 円/月

※ 出来高単価について

- ・要支援1、要支援2の方が週1回程度であるが、1月に3回までのとき
- ・要支援1、要支援2の方が週2回程度であるが、1月に7回までのとき
- ・要支援2の方が週2回程度であるが、1月に11回までのとき

利用回数の区分はケアプランに「週〇回程度」と位置付けているかで決定します。

※ 適切なサービス提供等により結果的に、利用者の状態が改善する等、当初のサービス提供区分において想定されたよりも少ないサービス提供になること、又はその逆に多くのサービス提供になることがあり得ますが、その場合であっても月の途中での支給区分の変更は行いません。なお、翌月のサービス提供区分については、利用者の新たな状態に応じた区分による介護予防訪問介護計画を作成し、サービス提供を行うこととなります。

	加 算	単位	利用料	負担割合	利用者負担額	算 定 回 数
要介護度による区分なし	初回加算	200 単位／回	2,140 円／回	1 割の方	214 円／回	初回のみ
				2 割の方	428 円／回	
				3 割の方	642 円／回	
	生活機能向上連携加算Ⅰ	100 単位／回	1,070 円／回	1 割の方	107 円／回	1 月当たり
				2 割の方	214 円／回	
				3 割の方	321 円／回	
	生活機能向上連携加算Ⅱ	200 単位／回	2,140 円／回	1 割の方	214 円／回	
				2 割の方	428 円／回	
				3 割の方	642 円／回	
	介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数 の 245/1000		1 割の方	左記の 1 割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数（所定単位数）
				2 割の方	左記の 2 割	
				3 割の方	左記の 3 割	
※ 初回加算は、新規に介護予防訪問サービス計画を作成した利用者に対して、初回に実施した指定介護予防訪問サービスと同月内に、サービス提供責任者が、自ら指定介護予防訪問サービスを行う場合又は他の訪問介護員等が指定介護予防訪問サービスを行う際に同行訪問した場合に加算します。						
※ 生活機能向上連携加算は、利用者に対して指定介護予防訪問リハビリテーション事業所又は介護予防通所リハビリテーション事業所の理学療法士等が指定介護予防訪問リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーションを行った際に、サービス提供責任者が同行する等し当該理学療法等と利用者の身体の状態等の評価を共同して行った場合に加算します。						
※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。						

- ※ （利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合）上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護予防サービス費の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

◇ 保険給付として不適切な事例への対応について

- (1) 次に掲げるように、保険給付として適切な範囲を逸脱していると考えられるサービス提供を求められた場合は、サービス提供をお断りする場合があります。

① 「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為

- ・ 利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- ・ 主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- ・ 来客の応接（お茶、食事の手配等）
- ・ 自家用車の洗車・清掃 等

② 「日常生活の援助」に該当しない行為

訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

- ・ 草むしり
- ・ 花木の水やり
- ・ 犬の散歩等ペットの世話 等

日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- ・ 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
- ・ 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックス掛け
- ・ 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- ・ 植木の剪定等の園芸
- ・ 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理 等

- (2) 保険給付の範囲外のサービス利用をご希望される場合は、介護予防支援事業者又は市町村に連絡した上で、ご希望内容に応じて、市町村が実施する軽度生活援助事業、配食サービス等の生活支援サービス、特定非営利活動法人（NPO法人）などの住民参加型福祉サービス、ボランティアなどの活用のための助言を行います。
- (3) 上記におけるサービスのご利用をなさらず、当事業所におけるサービスをご希望される場合は、別途契約に基づく介護保険外のサービスとして、利用者の全額自己負担によってサービスを提供することは可能です。なおその場合は、介護予防訪問サービス計画の策定段階における利用者の同意が必要となることから、介護予防支援事業者に連絡し、介護予防訪問サービス計画の変更の援助を行います。

4 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。 なお、自動車を使用した場合は5 km毎に300円請求いたします。
② サービス提供に当り必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	利用者（お客様）の別途負担となります。
③ 通院・外出介助におけるヘルパーの公共交通機関等の交通費	実費を請求いたします。

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 10 日までに利用者あてにお届け（郵送）します。
--	--

② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	ア 請求書を確認の上、請求月の 20 日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア) 事業者指定口座への振り込み (イ) 郵便局口座からの自動振替 (ウ) 現金支払い イ お支払いの確認をしたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）
---	---

※ 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 2 月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 担当する訪問介護員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問介護員の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	ア 相談担当者氏名 向井 亘子 澄川 博美 イ 連絡先電話番号 072-296-7935 同ファックス番号 072-290-1088 ウ 受付日及び受付時間 営業時間に同じ
---	--

※ 担当する訪問介護員の変更に関しては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要支援認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、介護予防支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る介護予防支援事業者が作成する「介護予防サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「介護予防訪問サービス計画」を作成します。なお、作成した「介護予防訪問サービス計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (4) サービス提供は「介護予防訪問サービス計画」に基づいて行ないます。なお、「介護予防訪問サービス計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 訪問介護員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

(6) 暴言・暴力・ハラスメントは固くお断りします。

職員へのハラスメント等により、サービスの中断や契約の解除をする場合があります。
信頼関係を築くためにもご協力をお願いいたします。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者・中辻 克友
-------------	-----------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) 介護相談員を受け入れます。

(6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している
家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見
した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞な

	く調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)
--	---

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

【家族等緊急連絡先】	氏名 住所 電話番号 携帯電話 勤務先	続柄
	医療機関名 氏名 電話番号	
【主治医】		

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する介護予防訪問サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る介護予防支援事業者（地域包括支援センターより介護予防支援の業務を受託している居宅介護支援事業者を含む。以下同じ。）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する介護予防訪問サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおい損害保険株式会社 三井住友海上火災保険株式会社
-------	--------------------------------

12 身分証携行義務

訪問介護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13 心身の状況の把握

介護予防訪問サービスの提供に当たっては、介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14 介護予防支援事業者等との連携

- ① 介護予防訪問サービスの提供に当り、介護予防支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「介護予防訪問サービス計画」の写しを、利用者の同意を得た上で介護予防支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに介護予防支援事業者に送付します。

15 サービス提供の記録

- ① 介護予防訪問サービスの実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ② 介護予防訪問サービスの実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- ③ 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

16 業務継続計画の策定等

- (ア) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (イ) 感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）に行います。
- (ウ) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。
- (エ) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17 衛生管理等

- ① 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 介護予防訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

18 サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 苦情処理の体制及び手順
 - ア 提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。
 - イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - 相談・苦情に対して迅速に対応します。
 - 早急に改善に努めます。
 - 結果、報告に関しては、家族、利用者にお伝えさせていただきます。
- (2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 泉北園百寿荘ホームヘルプサービス	所在地 大阪府堺市南区茶山台3丁23番2号 電話番号 072-296-3535 ファックス番号 072-290-1088 受付時間 営業日及び営業時間に同じ 苦情解決責任者 中辻 克友 苦情受付担当者 向井 亘子 澄川 博美
【市町村（保険者）の窓口】 堺市保健福祉局保健福祉推進部	所在地 堺市堺区南瓦町3番1号 電話番号 072-228-7513 ファックス番号 072-222-1452 受付時間 9時から17時15分まで
【市町村（保険者）の窓口】 堺市南区役所地域福祉課介護保険係	所在地 堺市南区桃山台1丁1-1 電話番号 072-290-1812 ファックス番号 072-290-1818 受付時間 9時から17時15分まで
【市町村（保険者）の窓口】 堺市中区役所地域福祉課介護保険係	所在地 堺市中区深井沢町2470-7 電話番号 072-270-8197 ファックス番号 072-270-8103 受付時間 9時から17時15分まで

【市町村（保険者）の窓口】 堺市西区役所地域福祉課介護保険係	所 在 地 堺市西区鳳東町6丁 600 電話番号 072-275-1912 ファックス番号 072-275-1919 受付時間 9時から 17時 15分まで
【市町村（保険者）の窓口】 堺市北区役所地域福祉課介護保険係	所 在 地 堺市北区新金岡町5丁 1-4 電話番号 072-258-6651 ファックス番号 072-258-6836 受付時間 9時から 17時 15分まで
【市町村（保険者）の窓口】 堺市東区役所地域福祉課介護保険係	所 在 地 堺市東区日置荘原寺町 195-1 電話番号 072-287-8123 ファックス番号 072-287-8117 受付時間 9時から 17時 15分まで
【市町村（保険者）の窓口】 堺市堺区役所地域福祉課介護保険係	所 在 地 堺市堺区南瓦町3番 1号 電話番号 072-228-7520 ファックス番号 072-228-7870 受付時間 9時から 17時 15分まで
【市町村（保険者）の窓口】 堺市美原区役所地域福祉課介護保険係	所 在 地 堺市美原区黒山 167-1 電話番号 072-363-9316 ファックス番号 072-362-0767 受付時間 9時から 17時 15分まで
【大阪狭山市保健福祉部】 （介護保険課）	所 在 地 大阪狭山市狭山1-2384-1 電話番号 072-366-0011 受付時間 9時から 17時 15分まで
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所 在 地 大阪府大阪市中央区常盤町一丁目3番8号 中央大通FNビル内 電話番号 06-6949-5418 ファックス番号 06-6949-5417 受付時間 9時から 17時まで

20 提供するサービスの第三者の実施状況について

【実施の有無】	な し
【実施した直近の年月日】	—
【第三者評価機関名】	—
【評価結果の開示状況】	—

21 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

上記内容について、「堺市介護予防、日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成29年4月1日）」に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪府堺市中区大野芝町66番地の1		
	法人名	社会福祉法人よしみ会		
	代表者名	理事長 中辻 祥代		
	事業所名	泉北園百寿荘ホームヘルプサービス		
	説明者氏名	印		

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所			
	氏名	印		

署名代行者	住所			
	氏名	印	続柄	

代理人	住所			
	氏名	印		

泉北園百寿荘ホームヘルプサービスにおける個人情報の利用目的

当ホームヘルプサービスでは個人情報を以下の目的と条件において利用し、その取り扱いについては細心の注意を払います。

《使用目的》

- ・（介護予防）訪問サービス計画を立案し円滑なサービスが提供されるための担当者会議での情報提供
- ・介護支援専門員と居宅介護支援計画に立案している関係事業所との連絡調整
- ・他のサービス提供事業者または、居宅介護支援事業者からの照会
- ・その他サービス提供に関して必要性があるとき
- ・行政機関が行なうサービス担当者会議または、ケアカンファレンス等
- ・行政関係、関係機関への相談または届け出等
- ・医療機関、主治医との連携
- ・介護保険請求の為の事務関係
- ・賠償責任保険等にかかわる保険会社への相談や届け出等

《使用にあたっての条件》

- ・必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外に漏洩することのないよう細心の注意を払います。
- ・個人情報を使用した場合、その内容や提供した相手についての記録を行ない、要望があれば開示いたします。
- ・情報提供に際しては、利用契約時に「個人情報の取り扱いに係わる同意書」により利用者及びそのご家族からの同意が得られていることを確認いたします。

＜付 記＞

1. 上記項目について同意しがたい事項がある場合には、その旨をお申し出下さい。お申し出がないものについては同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。
2. これらのお申し出は、いつでも撤回、変更等を行うことが出来ます。
3. 個人情報の取り扱い及び管理についてのお問い合わせはご遠慮なく下記の窓口までご相談下さい。

【個人情報を取り扱う事業所】

名 称 社会福祉法人よしみ会 泉北園百寿荘ホームヘルプサービス
所在地 堺市南区茶山台3丁22番9号
電 話 072-296-7935